

公立大学法人青森公立大学役職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則

平成31年 3月29日

規程第17号

改正 令和 元年 7月規程第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第56条の2の規定に基づき、再就職者（同条第1号に規定する再就職者をいう。以下同じ。）から同条第1号から第3号に規定する法令等違反の要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた場合における届出に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による法令等違反の依頼等の届出)

第2条 法第56条の2の規定による届出は、再就職者からの依頼等を受けた後、遅滞なく、理事長にその旨を別記様式により届け出なければならない。

(管理又は監督の地位)

第3条 青森市地方独立行政法人法施行細則（平成21年規則第8号）第19条に規定する法人が定めるものとは、離職前5年間において管理職手当の支給を受けていたことがある者をいう。

(理事長が講ずべき措置等)

第4条 理事長は、法人の役員又は職員が第2条の規定に違反したと認めるときは、当該役員又は職員に対する監督上の措置及び当該規定の遵守を確保するために必要な措置を講じなければならない。

2 第2条の規定による届出に係る依頼等の事実があると認められるときは、当該依頼等に係る法令等違反行為を確実に抑止するために必要な措置を講ずるものとする。

3 理事長は、毎事業年度、第2条による届出及び前項の措置の内容を取りまとめ、市長に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、再就職者の依頼等の届出に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規程第 30 号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年 7 月 12 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則の改正前のそれぞれの規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式（第2条関係）

再就職者からの法令等違反行為の要求又は依頼を受けた場合の届出

年 月 日

公立大学法人青森公立大学
理事長 様

公立大学法人青森公立大学役職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則第2条の規定に基づき、下記のとおり届け出をします。

なお、この届け出の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

所属：	職位：	氏名：	㊟
-----	-----	-----	---

2 法令等違反行為の要求又は依頼をした再就職者の氏名等

氏名	
要求又は依頼が行われた日時	年 月 日 時 分
再就職者が勤務する営利企業等の名称	
営利企業等における再就職者の地位	
離職時の所属	
離職時の職位	

3 要求又は依頼の内容

--